

令和 4 年

第 4 回市議会定例会

議案第 1 6 号函館市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部

改正についてに対する修正案

上記の修正案を地方自治法第 1 1 5 条の 3 および函館市議会会議規則
第 1 5 条の規定により提出します。

令和 4 年 1 2 月 8 日提出

函館市議会議長 浜 野 幸 子 様

提出者	函館市議会議員	板 倉 一 幸
同	同	小 山 直 子
同	同	斉 藤 佐知子
同	同	福 島 恭 二
同	同	島 昌 之
同	同	日 角 邦 夫
同	同	見 付 宗 弥

議案第 16 号函館市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部

改正についてに対する修正案

函館市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

第 3 条の改正規定を次のように改める。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下これら」を「次項および第 5 条においてこれらの者」に改め、「被保険者」の後ろに「もしくは高齢者医療確保法第 55 条第 1 項もしくは第 2 項（高齢者医療確保法第 55 条の 2 第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）もしくは高齢者医療確保法第 55 条の 2 第 1 項の規定により北海道後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされているもののうち市が保険料を徴収すべきもの」を、「医療保険各法」の後ろに「または高齢者医療確保法」を加える。

附則第 1 項ただし書中「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

附則第 3 項を削る。

附則第 4 項中「第 3 条」を「第 3 条第 1 項」に改め、同項を附則第 3 項とする。

附則第 5 項中「附則第 3 項または」を削り、同項を附則第 4 項とする。

附則第 6 項中「附則第 2 項から前項まで」を「前 3 項」に改め、同項を附則第 5 項とし、附則第 7 項を附則第 6 項とする。

（修正理由）

子ども医療費助成制度は、少子化社会において子育て世代の負担を軽減し、子育て環境を拡充整備するうえで非常に重要な政策で、私ども会派においても、また函館市議会の多くの議員も対象年齢の拡充や所得制限の撤廃など、子ども政策のより一層の実現に向けて、政策提言および

要求をしてきましたが，市においては次年度から対象年齢を引き上げるための準備経費を計上しました。

従来から，市長改選期に属する年度当初予算は，行政の継続的運営に必要な経費を主体とした，いわゆる骨格予算とし，政策的予算は選挙後において当選した市長の政策実現のために，予算上の幅を残すとしてきました。

従って，ひとり親家庭等の児童等に対する医療費の助成について，ひとり親家庭の母等が一定以上の所得を有する場合に助成の対象外とする措置を存置するものです。